

質問に対する回答

工事名) 秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	細内川橋 設計図 67/69 細内川橋 交通規制工(2) 規制材の一覧表(種別、数量、備考(受注者準備、貸与品))をご提示ください。	規制材一覧表に誤りがありましたので、訂正公告をいたします。
2	特記仕様書 30-3 構造物掘削 仮置場での掘削土の飛散防止対策はどのような対策を見積すればよろしいでしょうか。敷き均しが飛散防止対策でしょうか。	貴社の施工計画に基づき必要な費用を計上願います。
3	特記仕様書 30-11 交通保安要員 特記仕様書に交通監視員 A 3 は配置人数 2 人と記載がありますが、細内川橋設計図数量総括表の A1 橋台では路肩規制 I × 1 の 323 回当たり交通監視員 A 3 が 323 人・日と記載されています。交通監視員 A 3 の 323 人・日には 969 人の労務費が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	数量総括表 1/69 のとおり 323 人・日となります。特記仕様書 30-11-1 表の配置人数に誤りがありましたので訂正公告をいたします。
4	特記仕様書 30-22 仮設防護柵 仮設防護柵 (H 鋼基礎) A の区分内容に「搬入時、搬出時の運搬費を含む」とありますが、運搬費は直接工事費に含まれるのでしょうか。	運搬費は直接工事費に含まれます。
5	特記仕様書 30-22 仮設防護柵 割掛対象表の仮設材等運搬費が仮設防護柵 (H 鋼基礎) B に割掛っていますが、何の運搬費が割掛けされているか、ご教示願います。	質問番号 4 の回答に記載のとおり運搬費は仮設防護柵 (H 鋼基礎) A の直接工事費に含まれます。 そのため仮設防護柵 (H 鋼基礎) B に割掛はございません。 訂正公告をいたします。
6	特記仕様書 30-22 仮設防護柵 仮設防護柵 (H 鋼基礎) B の区分内容に「仮設防護柵の賃料で、基本料金、整備費を含む。」と記載がありますが、記載の通り賃料と整備費のほかに基本料金が計上されているのでしょうか。	基本料金の計上はありません。訂正公告をいたします。

7	九升田橋 設計図 3 1 / 3 6 工事用仮橋の運搬費はどこに計上すればよろしいでしょうか。	割掛対象表のとおりです。
8	九升田橋 設計図 3 1 / 3 6 工事用仮橋の側面図の受桁下は敷鉄板があるのでしょうか。	敷鉄板（板厚 22mm、標準寸法 1524mm×6096mm）を各 1 枚ずつ（計 2 枚）を受桁下に設置することを想定しています。なお、現地条件の変更に伴う工事用仮橋の変更は別途監督員と受注者とで協議するものとします。
9	単価表番号 77 施工ヤード整備工 A2 施工ヤードの構築、撤去を計上しますが、撤去する再生骨材は、運搬先が指定されていません。現地はねつけで宜しいでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書30-21-3に基づき余剰土としてお考えください。
1 0	単価表番号 3 構造物掘削 特殊部 A 左記項目（単価表番号 3 構造物掘削 特殊部 A）の数量計算書を参考資料として提示頂けないでしょうか。	数量計算書は別添資料のとおりです。